

平成26年度 地域自立支援協議会交流会実施報告

交流会の概要

【開催日時】
<第一回> 9月5日(金曜日) <第二回> 10月17日(金曜日) 午後1時30分から午後4時30分まで
【開催場所】
<第一回> 東京都社会福祉保健医療研修センター <第二回> 国分寺労政会館
【開催目的】
○地域自立支援協議会関係者の交流の場を設定し、協議会の活動状況に関する情報交換を実施することにより、地域協議会の円滑な運営や活動の活性化を図る。
○都の協議会として、地域協議会の活動状況についての状況把握を図る。
【参加者】
地域自立支援協議会委員、事務局、区市町村障害福祉主管課職員等
【プログラム】
○グループ討議(テーマごとに8~10名程度のグループを構成。各グループにファシリテーターとして都協議会委員を配置。)
○全体会(各グループのファシリテーターから討議の概要を報告→都協議会会長によるまとめ)

参加者の概要

参加者数

	第一回	第二回
参加者数	28人 (19区市町村)	38人 (27区市町村)
(所属内訳)※複数回答		
協議会委員	13人	26人
協議会事務局	9人	8人
区市町村所管課	10人	7人
その他	1人	1人

アンケート結果

ほぼ全ての参加者が肯定的評価

	第一回	第二回
非常に参考になった	13	9
参考になった	13	20
あまり参考にならなかった	0	1
参考にならなかった	0	0
合計	26	30

アンケートより

- ・グループ討議の後、全体のまとめを聞くというやり方は、合理的よかったです。
- ・当事者、行政、事業所と様々な視点から意見が出され、参考になった。
- ・情報交換できたことを持ち帰り、課題解決に活かしたい。
- ・各地域協議会で取り上げられている課題と検討過程と成果などの情報交換ができるとよい。 等々

相談支援を担う人材 相談支援の質の担保・向上を目指した人材育成に関する取り組み

グループ討議の概要

相談支援を担う人材

【取り組み状況】

- ・地域協議会の相談支援部会を開催し、事業者間の連携と情報の共有化に努めている。
- ・相談支援事業所を対象とした連絡会や、サービス等利用計画の質の向上を目的としたスキルアップ研修を企画、実施している。
- ・相談支援専門部会の下に事業者が中心となって実施する定例部会を設置。事例検討を行うことで、事業所間での情報交換や支援員のスキルアップ、地域のネットワークづくりを進めている。
- ・基幹相談支援センターにおいて、ケアマネジメント手法に基づく障害者相談支援、人材育成のための研修を実施している。
- ・基幹相談支援センターで、各相談支援事業所のネットワークづくりやスーパーバイズ機能を果たしている。
- ・共通のアセスメントシート、ケアマネジメントマニュアルを作る。相談員の力量の平準化には役立つのではないか。
- ・地域協議会に参加することで横の繋がりができ、人材育成に繋がる。

【課題】

- ・相談支援部会の中で、ケース研究等を行っているが、スーパービジョンとしてより高度で計画的な人材育成という側面でのイニシアチブは弱い。
- ・相談支援事業所連絡会で情報・意見交換を実施しているが、相談実態の把握や質的向上の取り組みは不十分。スーパービジョン体制や基幹相談支援センター未設置等が課題。
- ・行政では、職員が数年で異動し積み重ねがない。→専門職制度、スペシャリスト制度を設けている自治体もある。
- ・サービスの継続性を考えると、キーパーソンとなる人材の育成、確保が課題。
- ・育成してきた相談支援専門員が、職場に定着していない。
- ・子どもから大人まで担当できる人材の育成は困難。「バトンを渡す」という意味で、「繋ぎ」が課題。東京都知的障害者育成会の「東京生活支援ネットつなぐ」(継続的な支援に役立てるため、家族等がライフサイクルを通じての健康や生活の様子を記録する)等の取り組みが始まっている。

地域移行・地域定着の促進 入院・施設入所している障害者の地域生活移行・定着の促進に向けた取り組み

【取り組み状況】

- ・知的障害者の地域移行を進めるために、入所施設からグループホーム(GH)等へ試行的に移行する期間の空床を確保し、その間一定の事業運営費を補填する制度を実施。
- ・GHの整備に向け、不動産業や家主を対象とした説明会や等を実施。
- ・事例検討を行う他、先駆的に取り組んでいる施設職員を講師としての講演会を実施。
- ・地域移行部会において、課題の抽出や情報交換、地域資源の確認などを行っている。
- ・精神病院の長期入院者に対して、地域移行に向けてのアンケート調査を実施。
- ・GH、日中活動の場の整備に取り組んできた。またGH拡大のために近隣住民への啓発も行ってきた。

【課題】

- ・精神病院には、その所在地の住民のみが入院しているわけではない。精神障害者の地域移行は、自治体の枠を超える姿勢がないと進まない。事業所が自治体の給付に縛られることで、なかなか地域移行が進まない。
- ・住む場所、日中活動の場が足りない。GHは偏在しており、区部は特に足りない。
- ・自治体では、住民がどこの精神病院に何人入院しているか把握していない。
- ・知的の都外施設からの移行については、区市町村だけで取り組むことは難しい。都の広域的な関わりが必要。

権利擁護

地域でその人らしく生きるためにの支援、虐待への対応、成年後見制度の取り組み

【障害者虐待】

- ・虐待防止部会を設置し、啓発チラシの作成に取り組んだ。
- ・事業所向けに、障害者虐待リスクアセスメントシートを作成した。
- ・虐待は狭い意味でとらえるのではなく、広く権利擁護の視点が必要。
- ・親が障害者で子供が健常児など、虐待でもいろいろな要因が関わっている。役所は縦割りなので、どこの部署で受けるのか問題になる。⇒総合相談窓口が必要
- ・知識がないゆえに虐待に及ぶケースもある。権利擁護の問題もあるが、支援者のスキルの向上も大事。
- ・虐待防止法には罰則規定はない。→障害理解の取り組みが重要

【障害理解、啓発等】

- ・障害者が地域で安心して生活できるためには、障害理解、啓発が必要。
- ・障害を理解することを通じて共生社会を実現させていく。
- ・子どもと障害者のトラブルなどがある。障害理解、啓発が不足している。→トラブルを契機として、学校が通所施設の見学を企画した例あり。
- ・障害理解は重要だが、支援者としては受け入れ側の論理を理解する必要がある(就労支援など)
- ・部会において、障害者理解に係るガイドブックの作成を行っている。
- ・部会において、市民参加の公開研修を開催。障害当事者の方に講師をお願いして、当事者目線からの生活について考えた。
- ・障害者差別解消法、合理的配慮についての研修を実施した(支援者向け、当事者向け)。
- ・障害者差別解消法の成立を踏まえ、権利擁護部会を設置した。
- ・部会において、ヘルプカードの様式・内容・形状等について検討した。